

議案第 86 号

四万十町火葬場条例の一部を改正する条例について

四万十町火葬場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 9 月 14 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町火葬場条例の一部を改正する条例

四万十町火葬場条例（平成 18 年四万十町条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「午前 9 時から午後 3 時まで」を「午前 10 時から午後 4 時まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。